

令和 7 年度決算に基づく

健全化判断比率及び資金不足比率

審 査 意 見 書

岐 阜 市 監 査 委 員

(令和 8 年 8 月)



岐 阜 市 監 第 2 1 6 号  
令 和 8 年 8 月 1 3 日

岐阜市長 柴 橋 正 直 様

岐阜市監査委員 中 本 一 美

同 御子柴 慎

同 大 野 一 生

同 浅 野 雅 樹

令和7年度決算に基づく健全化判断比率  
及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）  
第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和7  
年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査をした  
ので、その結果について次のとおり意見を提出します。



## 目 次

|      |                    |   |
|------|--------------------|---|
| 第1   | 審 査 の 対 象          | 1 |
| 第2   | 審 査 の 期 間          | 1 |
| 第3   | 審 査 の 方 法          | 1 |
| 第4   | 審 査 の 結 果          | 1 |
| 1    | 健全化判断比率            | 2 |
| (1)  | 令和7年度決算に基づく比率      | 2 |
| (2)  | 比率の詳細              | 2 |
| 2    | 資金不足比率             | 4 |
| (1)  | 令和7年度決算に基づく比率      | 4 |
| (2)  | 比率の詳細              | 4 |
| (資料) | 令和7年度決算に基づく各比率の算定式 | 6 |
|      | 各比率の対象範囲           | 8 |

### (注)

- 文中及び図表中の数値、比率は表示単位未満を切り捨てた。
- 文中及び図表中の符号の用法は、次のとおりである。
  - ( 0 )……算式上0となるもの
  - ( △ )……負の数



# 令和 7 年度決算に基づく 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

## 第 1 審査の対象

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第 2 審査の期間

令和 8 年 7 月 2 9 日から令和 8 年 8 月 1 2 日まで

## 第 3 審査の方法

岐阜市監査基準に準拠し、決算審査、基金運用状況審査、健全化判断比率審査及び資金不足比率審査実施計画に定める着眼点に基づき、決算書、算定基礎資料その他の証拠書類により審査し、あわせて関係職員の説明を聴取した。

## 第 4 審査の結果

### 1 健全化判断比率

審査に付された健全化判断比率の計数は正確であり、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認めた。

また、いずれの比率も早期健全化基準を下回っていた。

### 2 資金不足比率

審査に付された資金不足比率の計数は正確であり、その基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認めた。

また、いずれの公営企業会計においても、資金不足額が生じておらず、資金不足比率は、経営健全化基準を下回っていた。

## 1 健全化判断比率

### (1) 令和7年度決算に基づく比率

| 比 率 名       | 令和7年度決算に<br>基づく比率 (%) | 判 断 基 準        |               |
|-------------|-----------------------|----------------|---------------|
|             |                       | 早期健全化基準<br>(%) | 財政再生基準<br>(%) |
| 実 質 赤 字 比 率 | —                     | 11.25          | 20.00         |
| 連結実質赤字比率    | —                     | 16.25          | 30.00         |
| 実質公債費比率     | 2.8                   | 25.0           | 35.0          |
| 将 来 負 担 比 率 | —                     | 350.0          |               |

※1 実質赤字比率については、実質赤字額が生じていない場合には、「—」で表記している。

※2 連結実質赤字比率については、連結実質赤字額が生じていない場合には、「—」で表記している。

※3 将来負担比率については、将来負担額を上回る充当可能財源等がある場合には、「—」で表記している。

※4 将来負担比率に係る財政再生基準はないため、「斜線」で表記した。

※5 早期健全化基準及び財政再生基準の数値は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等で定められた数値である。

### (2) 比率の詳細

#### ア 実質赤字比率について

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である。

一般会計等の決算収支を総合すると、実質赤字比率は△7.19%で、実質赤字額は生じていない。（実質収支が黒字の場合は「△」の表記となる。）

#### 【実質赤字比率の年度別推移】

| 区 分         | 令和7年度  | 令和6年度  | 令和5年度  |
|-------------|--------|--------|--------|
| 実 質 赤 字 比 率 | △7.19% | △6.95% | △8.30% |

#### イ 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率とは、すべての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である。

すべての会計の決算収支を総合すると、連結実質赤字比率は △22.07%で、連結実質赤字額は生じていない。（連結実質収支が黒字の場合は「△」の表記となる。）

【連結実質赤字比率の年度別推移】

| 区 分      | 令和 7 年度 | 令和 6 年度 | 令和 5 年度 |
|----------|---------|---------|---------|
| 連結実質赤字比率 | △22.07% | △23.16% | △27.77% |

ウ 実質公債費比率について

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金から、これらに充てることができる特定の歳入及び普通交付税の基準財政需要額に算入される額を控除した実質的な公債費負担額が、標準財政規模から算入公債費等を控除した額に対してどの程度であるかを示す比率であり、過去 3 か年度の平均により算定するものである。

令和 7 年度（令和 5 年度から令和 7 年度までの各年度の比率の 3 か年平均）は 2.8% となり、早期健全化基準の 25.0% を下回っている。

【実質公債費比率の年度別推移】

| 区 分     | 令和 7 年度 | 令和 6 年度 | 令和 5 年度 |
|---------|---------|---------|---------|
| 実質公債費比率 | 2.8%    | 2.5%    | 2.5%    |

エ 将来負担比率について

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき地方債残高、債務負担行為、退職手当、公営企業及び関係法人等に係る負担見込額から、これらに充てることができる充当可能基金、特定の歳入及び普通交付税の基準財政需要額への算入見込額を控除した実質的な将来負担額が、標準財政規模から算入公債費等を控除した額に対してどの程度であるかを示す比率である。

令和 7 年度末における将来負担比率は△5.4% である。（将来負担額を上回る充当可能財源等がある場合は「△」の表記となる。）

【将来負担比率の年度別推移】

| 区 分    | 令和 7 年度 | 令和 6 年度 | 令和 5 年度 |
|--------|---------|---------|---------|
| 将来負担比率 | △5.4%   | △11.4%  | △16.3%  |

## 2 資金不足比率

### (1) 令和7年度決算に基づく比率

| 会 計 名          | 令和7年度決算に<br>基づく比率 (%) | 判 断 基 準         |
|----------------|-----------------------|-----------------|
|                |                       | 経営健全化<br>基準 (%) |
| 病院事業会計         | —                     | 20.0            |
| 中央卸売市場事業会計     | —                     |                 |
| 水道事業会計         | —                     |                 |
| 下水道事業会計        | —                     |                 |
| 食肉地方卸売市場事業特別会計 | —                     |                 |
| 観光事業特別会計       | —                     |                 |

※1 各会計において、資金不足額が生じていない場合には、「—」で表記している。

※2 経営健全化基準の数値は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等で定められた数値である。

### (2) 比率の詳細

資金不足比率とは、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。

すべての公営企業会計において、資金不足額は生じていない。(資金剰余額がある場合は「△」となる。)

なお、各会計における比率は以下のとおりである。

#### ア 病院事業会計

資金不足比率は、△20.9%である。

#### 【資金不足比率の年度別推移】

| 区 分         | 令和7年度  | 令和6年度  | 令和5年度  |
|-------------|--------|--------|--------|
| 資 金 不 足 比 率 | △20.9% | △25.0% | △31.3% |

#### イ 中央卸売市場事業会計

資金不足比率は、△382.1%である。

#### 【資金不足比率の年度別推移】

| 区 分         | 令和7年度   | 令和6年度   | 令和5年度   |
|-------------|---------|---------|---------|
| 資 金 不 足 比 率 | △382.1% | △330.4% | △277.1% |

#### ウ 水道事業会計

資金不足比率は、△47.3%である。

【資金不足比率の年度別推移】

| 区 分         | 令和 7 年度 | 令和 6 年度 | 令和 5 年度 |
|-------------|---------|---------|---------|
| 資 金 不 足 比 率 | △47.3%  | △49.5%  | △59.6%  |

エ 下水道事業会計

資金不足比率は、△25.5%である。

【資金不足比率の年度別推移】

| 区 分         | 令和 7 年度 | 令和 6 年度 | 令和 5 年度 |
|-------------|---------|---------|---------|
| 資 金 不 足 比 率 | △25.5%  | △23.9%  | △26.3%  |

オ 食肉地方卸売市場事業特別会計

資金不足比率は、0%である。

【資金不足比率の年度別推移】

| 区 分         | 令和 7 年度 | 令和 6 年度 | 令和 5 年度 |
|-------------|---------|---------|---------|
| 資 金 不 足 比 率 | 0%      | 0%      | 0%      |

カ 観光事業特別会計

資金不足比率は、0%である。

【資金不足比率の年度別推移】

| 区 分         | 令和 7 年度 | 令和 6 年度 | 令和 5 年度 |
|-------------|---------|---------|---------|
| 資 金 不 足 比 率 | 0%      | 0%      | 0%      |

(資料) 令和7年度決算に基づく各比率の算定式

<健全化判断比率>

① 実質赤字比率

$$\Delta 7.19\% = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額} \quad \Delta 6,856,758 \text{ 千円}}{\text{標準財政規模} \quad 95,239,436 \text{ 千円}} \times 100$$

② 連結実質赤字比率

$$\Delta 22.07\% = \frac{\text{連結実質赤字額} \quad \Delta 21,020,158 \text{ 千円}}{\text{標準財政規模} \quad 95,239,436 \text{ 千円}} \times 100$$

③ 実質公債費比率

$$2.8\% = \frac{3.14083(7 \text{ 年度}) + 3.01605(6 \text{ 年度}) + 2.43614(5 \text{ 年度})}{3}$$

④ 将来負担比率

$$\Delta 5.4\% = \frac{(\text{将来負担額 } 184,809,281 \text{ 千円}) - (\text{充当可能財源等 } 189,439,487 \text{ 千円})}{(\text{標準財政規模 } 95,239,436 \text{ 千円}) - (\text{算入公債費等 } 10,187,468 \text{ 千円})} \times 100$$

<資金不足比率>

$$\text{病院事業会計} \Delta 20.9\% = \frac{\text{資金の不足額} \quad \Delta 4,650,318 \text{ 千円}}{\text{事業の規模} \quad 22,199,432 \text{ 千円}} \times 100$$

$$\text{中央卸売市場事業会計} \Delta 382.1\% = \frac{\text{資金の不足額} \quad \Delta 1,460,368 \text{ 千円}}{\text{事業の規模} \quad 382,104 \text{ 千円}} \times 100$$

$$\text{水道事業会計} \Delta 47.3\% = \frac{\text{資金の不足額} \quad \Delta 2,608,831 \text{ 千円}}{\text{事業の規模} \quad 5,511,918 \text{ 千円}} \times 100$$

$$\text{下水道事業会計} \triangle 25.5\% = \frac{\text{資金の不足額} \quad \triangle 1,681,392 \text{ 千円}}{\text{事業の規模} \quad 6,584,763 \text{ 千円}} \times 100$$

$$\text{食肉地方卸売市場事業特別会計} \quad 0\% = \frac{\text{資金の不足額} \quad 0 \text{ 円}}{\text{事業の規模} \quad 109,380 \text{ 千円}} \times 100$$

$$\text{観光事業特別会計} \quad 0\% = \frac{\text{資金の不足額} \quad 0 \text{ 円}}{\text{事業の規模} \quad 372,860 \text{ 千円}} \times 100$$

各比率の対象範囲

|              |                                   |                    |                |          |         |        |        |  |            |
|--------------|-----------------------------------|--------------------|----------------|----------|---------|--------|--------|--|------------|
| 一般会計等        | 一般会計                              |                    | 実質赤字比率         | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 | 資金不足比率 |  |            |
|              | 一般会計等に属する特別会計                     | 育英資金貸付事業特別会計       |                |          |         |        |        |  |            |
|              |                                   | 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 |                |          |         |        |        |  |            |
|              |                                   | 土地区画整理事業特別会計       |                |          |         |        |        |  |            |
| 公営事業会計       | 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計 | 競輪事業特別会計           |                |          |         |        |        |  |            |
|              |                                   | 介護保険事業特別会計         |                |          |         |        |        |  |            |
|              |                                   | 後期高齢者医療事業特別会計      |                |          |         |        |        |  |            |
|              |                                   | 国民健康保険事業特別会計       |                |          |         |        |        |  |            |
|              | 公営企業会計                            | 公営企業に係る会計          | 病院事業会計         |          |         |        |        |  |            |
|              |                                   |                    | 法適用企業          |          |         |        |        |  | 中央卸売市場事業会計 |
|              |                                   |                    | 水道事業会計         |          |         |        |        |  |            |
|              |                                   |                    | 下水道事業会計        |          |         |        |        |  |            |
|              |                                   | 法非適用企業             | 食肉地方卸売市場事業特別会計 |          |         |        |        |  |            |
|              |                                   | 観光事業特別会計           |                |          |         |        |        |  |            |
| 一部事務組合・広域連合  | 岐阜羽島衛生施設組合                        |                    |                |          |         |        |        |  |            |
|              | 岐阜地域児童発達支援センター組合                  |                    |                |          |         |        |        |  |            |
|              | 木曽川右岸地帯水防事務組合                     |                    |                |          |         |        |        |  |            |
|              | 岐阜県市町村会館組合                        |                    |                |          |         |        |        |  |            |
|              | 岐阜県後期高齢者医療広域連合                    |                    |                |          |         |        |        |  |            |
| 地方公社・第三セクター等 | 岐阜市土地開発公社                         |                    |                |          |         |        |        |  |            |
|              | 岐阜市公立大学法人                         |                    |                |          |         |        |        |  |            |

